

岩手県告示第 248 号

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）別表第 1 に規定する別に定める補助金又は交付金のうち環境生活部に係るものを次のように定め、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金のうち環境生活部に係るもの（平成 18 年岩手県告示第 402 号）は、平成 20 年 3 月 31 日限り、廃止する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

室課名	事業名
環境生活企画室	安全安心まちづくり活動費補助
環境保全課	公衆浴場施設設備改善費補助、生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助、広域的水道整備促進費補助、簡易水道等施設整備費補助、休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助及び環境創造資金利子補給補助
資源循環推進課	産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助、産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助及び財団法人クリーンいわて事業団施設整備費補助
資源エネルギー課	土地取引届出勧告事務費交付金、遊休土地利用促進事務費交付金及び電源立地地域対策交付金
青少年・男女共同参画課	青少年育成県民会議運営費補助及び配偶者暴力被害者自立支援費補助